



未収債権の目標及び具体処理策

所属	建設局	課・担当	経理課 下水道使用料	債権整理番号(3ケタ)	001	債権名	下水道使用料	債権区分	強制徴収債権(強制公)
----	-----	------	------------	-------------	-----	-----	--------	------	-------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	----	-------------	----

「A」... 目標を達成、「B1」... 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」... 取組を予定通り実施できず、目標も未達  
「-」... 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	232,058		232,058	137,575	22,424	159,999	72,059	59.3%	68.9%	41,635,012	41,509,996	0	41,509,996	125,016	99.7%	99.7%	99.5%	99.5%	197,075
平29実績	197,075		197,075	123,978	12,862	136,840	60,235	62.9%	69.4%	41,747,691	41,625,496	2	41,625,498	122,193	99.7%	99.7%	99.5%	99.6%	182,428
平30当初目標	182,531		182,531	113,534	12,412	125,946	56,585	62.2%	69.0%	41,066,643	40,943,443	0	40,943,443	123,200	99.7%	99.7%	99.5%	99.6%	179,785
平30実績	182,428		182,428	115,783	9,101	124,884	57,544	63.5%	68.5%	41,417,364	41,287,893	46	41,287,939	129,425	99.7%	99.7%	99.5%	99.6%	186,969
令元当初目標	179,785		179,785	111,826	12,225	124,051	55,734	62.2%	69.0%	41,283,203	41,159,353	0	41,159,353	123,850	99.7%	99.7%	99.5%	99.6%	179,584
令元努力目標	186,969		186,969	118,725	10,844	129,570	57,399	63.5%	69.3%	42,116,561	41,990,211	0	41,990,211	126,350	99.7%	99.7%	99.5%	99.6%	183,749
令2当初目標	183,749		183,749	116,681	9,922	126,603	57,146	63.5%	68.9%	41,600,022	41,475,221	0	41,475,221	124,801	99.7%	99.7%	99.5%	99.6%	181,947

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

旧分類	- C	- D	回収債権				整理債権				整理債権						合計				
			- E, F	- G	- A	- B	- H														
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権 - 計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込のないもの	債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に当たっていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 - 計	合計
過年度	件数	12,998		19,823						32,821						71	2,376			2,447	35,268
	残高	20,869		17,213						38,082						316	19,146			19,462	57,544
現年度	件数	93,939		122	5					94,066					7	30				37	94,103
	残高	116,540		431	2,325					119,296			9,956			173				10,129	129,425

未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方  
未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)  
1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債権が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。  
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
未収債権の進捗状況... 回収債権: ( ) 又は 又は 又は 又は / 整理債権: { { } 又は 又は ( ) } 又は

30年度末時点の債務者数	35,963	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	129,371
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高	186,969

4. 30年度の取組内容の検証など

過年度	現年度
-----	-----

取組内容	<p>1 建設局徴収分  (1) 既存滞納者への取り組み  支払いの意思がない滞納者への滞納処分。 関係部署(水道局・財政局など)との連携  (2) 水道局の時効による当局移管分の取り組み(定例移管分対策)  水道局にて委任徴収中の実情調査及び催告の結果、2年の時効を経過した事案における建設局へ徴収移管(年度当初に約8,000調定)されているが、定例の徴収移管の回数等を水道局と協議して見直す。  民法改正(平成32年4月に施行)による、水道局の時効(2年・5年)における委任徴収のあり方を水道局と協議。  2 水道局委任徴収分  水道局と情報共有を図るため、収納対策会議を定期的実施。 委任徴収中の徴収困難案件について共同督促を実施。</p>	<p>1 建設局徴収分  (1) 新たな滞納者を増やさない取り組み  初期滞納者への督促強化(架電・文書) □座振替勧奨  (2) 既存滞納者への取り組み  支払いの意思がない滞納者への滞納処分。 関係部署(水道局・財政局など)との連携を図る。  2 水道局委任徴収分  水道局と情報共有を図るため、課長級による連絡会議を開催するとともに、収納対策会議を定期的実施。  委任徴収中の徴収困難案件について、早期に共同督促を実施。</p>
取組実績	<p>1 建設局徴収分  (1) 既存滞納者への取り組み  滞納処分等の件数: 現年度のとおり  (2) 水道局の時効による当局移管分の取り組み(定例移管分対策)  水道局の各管理センターの事務のあり方、上水道システムのバッチ時期の変更やシステム改修が必要であり引き続き協議  民法改正により、両局の時効(5年)となるため、単年度ごとで公簿調査不存在事案等の徴収移管を行う  2 水道局徴収分  水道局と情報共有を図るため、収納対策会議を定期的実施。 委任徴収中の徴収困難案件について共同督促を16件実施</p>	<p>1 建設局徴収分  (1) 新たな滞納者を増やさない取り組み  初期滞納者への督促強化(架電・文書) □座振替勧奨(6月、12月に実施)  (2) 既存滞納者への取り組み  不動産差押: 1件 預金等差押: 8件 交付要求: 82件  2 水道局徴収分  水道局と情報共有を図るため、課長級による連絡会議を7月に開催し、収納対策会議を毎月実施  水道局にて、給水中止届出もれの事案に関し、早期の所在調査及び職権給水中止を平成30年10月検針分より実施</p>
課題	<p>1 少額滞納者への滞納整理事務  滞納者の多くは、転出時の給水中止による基本使用料594円の複数月の滞納となっているが、高額事案の滞納整理に比べて、十分な実情調査ができていない  2 死亡滞納者の滞納整理事務  委任徴収中に滞納者の住民票調査を行った際に、死亡が判明した事案における相続人調査が十分にされていない</p>	<p>未収金対策の強化にあたっては、水道局との情報共有、連携強化が必要である</p>
改善策	<p>1 少額滞納者への滞納整理事務  費用対効果も考え、量的滞納整理の実施策を検討する  2 死亡滞納者の滞納整理事務  水道局の上水道料金においても、滞納者死亡の相続人調査及び相続放棄調査を行った上での徴収停止の必要性を検討いただき、徴収移管後に建設局でも滞納処分の停止(1号)及び即時消滅を行う</p>	<p>引き続き、水道局との情報共有、連携強化を図るため、両局の収納担当者による会議を定期的に行う</p>

5. 令和元年度の取組内容 (1. 「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4. 「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	<p>1 建設局徴収分  (1) 既存滞納者への取り組み  支払いの意思がない滞納者への滞納処分 関係部署(水道局・財政局など)との連携  (2) 量的滞納整理の取り組み  公簿調査不存在滞納者への滞納処分の停止(3号) 少額滞納者に対する滞納整理の実施 預金全店照会を活用した滞納整理の実施  2 水道局委任徴収分  水道局と情報共有を図るため、収納対策会議を定期的実施 委任徴収中の徴収困難案件について共同督促を実施</p>	<p>1 建設局徴収分  (1) 新たな滞納者を増やさない取り組み  初期滞納者への督促強化(架電・文書) □座振替勧奨  (2) 既存滞納者への取り組み  支払いの意思がない滞納者への滞納処分 関係部署(水道局・財政局など)との連携を図る  2 水道局委任徴収分  水道局と情報共有を図るため、課長級による連絡会議を開催するとともに、収納対策会議を定期的実施  委任徴収中の徴収困難案件について、早期に共同督促を実施</p>

(参考) 29年度実績における徴収率の政令指定都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

、未入力の場合はその理由

政令指定都市20市中(合計徴収率) 大阪市 1 位

過年度徴収率 大阪市 62.9% / 政令指定都市平均 93.0% 現年度徴収率 大阪市 99.7% / 政令指定都市平均 99.0% 合計徴収率(過年度+現年度) 大阪市 99.5% / 政令指定都市平均 98.3%

未収債権の目標及び具体処理策

所属	建設局	課・担当	経理課 下水道使用料	債権整理番号(3ケタ)	002	債権名	水洗便所設備資金貸付金	債権区分	私債権
----	-----	------	------------	-------------	-----	-----	-------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B2	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B2	「A」... 目標を達成、「B1」... 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」... 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」... 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	1,657		1,657	0		0	1,657	0.0%	0.0%	0			0	0	-	-	0.0%	0.0%	1,657
平29実績	1,657		1,657	0		0	1,657	0.0%	0.0%	0			0	0	-	-	0.0%	0.0%	1,657
平30当初目標	1,657		1,657	0		0	1,657	0.0%	0.0%	0			0	0	-	-	0.0%	0.0%	1,657
平30実績	1,657		1,657	0		0	1,657	0.0%	0.0%	0			0	0	-	-	0.0%	0.0%	1,657
令和当初目標	1,657		1,657	0		0	1,657	0.0%	0.0%	0			0	0	-	-	0.0%	0.0%	1,657
令和努力目標	1,657		1,657	0		0	1,657	0.0%	0.0%	0			0	0	-	-	0.0%	0.0%	1,657
令和当初目標	1,657		1,657	0		0	1,657	0.0%	0.0%	0			0	0	-	-	0.0%	0.0%	1,657

3. 30年度決算における未収債権の状況 (件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権								整理債権								整理債権 ～ 計	合計 ～ 計	
	- C	- D	- E, F	- G	- A	- B	- H												
状況	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明で調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行なったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行なったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込みのないもの	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ～ 計	合計 ～ 計
過年度	件数								0		1							1	1
	残高								0		1,657							1,657	1,657
現年度	件数								0									0	0
	残高								0									0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】  
未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)  
1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。未収債権の進捗状況... 回収債権: ( ) 又は ( ) 又は ( ) 又は ( ) / 整理債権: ( ) 又は ( ) 又は ( ) 又は ( )

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	1,657

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	水洗便所設備資金貸付金は平成9年度に廃止された制度であり、滞納者が1名となっています。滞納者は現在、長期間にわたる疾病のため就労できず生活保護を受給していることから、支払督促が難しい状況です。このようなことから、平成23年2月より、地方自治法施行令第171条の6に基づく履行延期の特約を行っています。支払能力が回復した場合は、速やかに貸付金を徴収できるよう電話や訪問督促等により状況の確認を行います。なお、当初の履行期限から10年経過しても、無資力状況が続いている場合は、同令第171条の7に基づき、適正に処理する予定です。	水洗便所設備資金貸付金は、平成9年度に廃止された制度のためなし。
取組実績	滞納者へ電話した際、応答がないため、状況を確認するため住所地の自治体へ調査したところ、平成30年2月4日に滞納者が死亡していることが判明した。相続人調査を行ったところ、子が3人いることが判明した。	
課題	相続人に納付義務に対する理解を得るには困難が予想される。	
改善策	-	

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	相続人に対して債務を請求する。また、被相続人は長年生活保護を受給しており財産はなかったと考えられるため、相続放棄の有無についても確認する。	



4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未収債権管理簿の過去の督促状況を把握したうえで、引続き督促を行い未収金解消を図る。</li> <li>・支払能力が低い相手には計画的な支払いを誓約させることにより、少しでも多く未収金解消を図るように努める。</li> <li>・また、未納となる原因を調査し、根本的な解決に向け努める。</li> <li>・支払い能力のある債務者に対しては、厳正な法的手続を実施する。</li> <li>・連帯保証人の疑義については、法的リスクも検討のうえ対応していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納入期限後、占用料を納付していない者については未収債権管理簿を作成し、督促等の経過を記録して状況の把握に努める。</li> <li>・督促状の送付や電話督促を行い、早期解消を目指す。それでも納付しない者については、訪問督促を実施して未収金の解消を図る。</li> </ul>
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未収債権管理簿の過去の督促状況を把握したうえで、引続き督促を行い、未収金解消を図ってきた。</li> <li>・納付困難者に対しては、今後の納付計画を検討するために、生活収支報告書の提出を求めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納入期限後、占用料を納付していない者については未収債権管理簿を作成し、督促等の経過を記録して状況の把握に努めた。</li> <li>・督促状の送付や電話督促を行い、早期解消を図った。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再三の督促に対して、応じない債務者もいる。</li> <li>・高額滞納者は、自宅建物の一部が下水道敷上に建てられている状態であるので、現在も占用中である。</li> <li>・連帯保証人について、本人署名でない旨の申し出がある等、連帯保証人の資格の有無について疑義が判明した事例もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納期限までに支払われないケースが多くなってきている。</li> </ul>
改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払い能力のある債務者に対しては、厳正な法的手続を視野に入れて検討する。</li> <li>・連帯保証人の資格の有無に係る疑義については、法的リスクも検討のうえ対応していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期督促を強化する。</li> </ul>

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未収債権管理簿に基づき、引続き督促を行い未収金解消を図る。</li> <li>・支払能力が低い相手には計画的な支払いを誓約させることにより、少しでも多く未収金解消を図るように努める。</li> <li>・また、未納となる原因を調査し、根本的な解決に向け努める。</li> <li>・支払い能力のある債務者に対しては、厳正な法的手続を視野に入れて検討する。</li> <li>・連帯保証人の資格の有無に係る疑義については、法的リスクも検討のうえ対応していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納入期限後、占用料を納付していない者については未収債権管理簿を作成し、督促等の経過を記録して状況の把握に努める。</li> <li>・督促状の送付や電話督促を行い、早期解消を目指す。それでも納付しない者については、訪問督促を実施して未収金の解消を図る。</li> </ul>

未収債権の目標及び具体処理策

所属	建設局	課・担当	道路部調整課(市立駐車場担当)	債権整理番号(3ケタ)	005	債権名	駐車場使用料	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)
----	-----	------	-----------------	-------------	-----	-----	--------	------	---------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B1	「A」... 目標を達成、「B1」... 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」... 取組を予定通り実施できず、目標も未達「-」... 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	433		433			0	433	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	433
平29実績	433		433			0	433	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	433
平30当初目標	433		433			0	433	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	433
平30実績	433		433			0	433	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	433
令元当初目標	433		433			0	433	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	433
令元努力目標	433		433		433	433	0	0.0%	100.0%				0	0	-	-	0.0%	100.0%	0
令2当初目標			0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

旧分類	回収債権								整理債権								合計			
	-C	-D	-E、F	-G	-A	-B	-H													
強制公債権	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納蓄約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納蓄約により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納蓄約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納蓄約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納蓄約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りのないもの	債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権	合計
非強公債権																				
過年度	1									0									1	1
残高										0					433				433	433
現年度										0									0	0
残高										0									0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】  
未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月/の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)  
1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。  
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
未収債権の進捗状況 ... 回収債権：( )又は又は又は又は / 整理債権：{ { }又は又は( ) } }又は

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	433

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	時効年限が経過していないものについては、継続して法人商業登記簿等を調査し、所在地確認を行う等、本市「債権管理の手引き」に基づいた対応を行う。	
取組実績	時効年限が経過していないものについては、継続して法人商業登記簿等を調査し、所在地確認を行う等、本市「債権管理の手引き」に基づいた対応を行った。	
課題	継続して法人商業登記簿等を調査し、所在地確認を行う等、本市「債権管理の手引き」に基づいた対応を行っているものの、所在が確認できない、令和元年度に所在が確認できなかった場合は、令和2年1月9日に時効完成を迎え、不納欠損処理を行うこととなる。	
改善策	引き続き、商業登記簿等を調査し、所在地確認を行う等、本市「債権管理の手引き」に基づいた対応を行い、所在が確認できなかった場合は、不納欠損処理を適正に行う。	

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	継続して商業登記簿等を調査し、所在地確認を行う等、本市「債権管理の手引き」に基づいた対応を行う。所在が確認できず、令和2年1月9日に時効完成を迎えた場合は、不納欠損処理を適正に行う。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	建設局総務部	課・担当	管理課	債権整理番号(3ケタ)	006	債権名	道路占用料	債権区分	強制徴収公債権(強制公)
----	--------	------	-----	-------------	-----	-----	-------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	B1	{A}... 目標を達成、「B1」... 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」... 取組を予定通り実施できず、目標も未達「-」... 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	2,688		2,688	702	652	1,354	1,334	26.1%	50.4%	9,270,708	9,267,948	0	9,267,948	2,760	100.0%	100.0%	99.9%	100.0%	4,094
平29実績	4,094	-79	4,173	2,570	478	2,969	1,125	61.6%	72.5%	9,216,659	9,215,949	0	9,215,949	710	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1,835
平30当初目標	1,821	0	1,821	345	335	680	1,141	18.9%	37.3%	10,140,580	10,140,580	0	10,140,580	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1,141
平30実績	1,835	-45	1,880	481	363	799	1,036	25.6%	43.5%	10,200,514	10,199,990	0	10,199,990	524	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1,560
令元当初目標	1,141	0	1,141	216	253	469	672	18.9%	41.1%	10,140,580	10,140,580	0	10,140,580	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	672
令元努力目標	1,560	0	1,560	367	179	546	1,014	23.5%	35.0%	11,037,790	11,037,790	0	11,037,790	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1,014
令2当初目標	1,014	0	1,014	238	56	294	720	23.5%	29.0%	11,037,790	11,037,790	0	11,037,790	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	720

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

旧分類	回収債権								整理債権								合計		
	-C	-D	-E、F	-G	-A	-B	-H	回収債権 ~ 計										整理債権 ~ 計	合計
強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は又は換価予定のもの	換価猶予等又は又は履行延期の特約等又は又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は又は履行延期の特約等又は又は分納誓約により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は又は履行延期の特約等又は又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は又は履行延期の特約等又は又は分納誓約を行ったが、換価見込のないもの又は又は換価見込のないもの	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は又は換価見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に当たっていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ~ 計	合計	
非強制公・私債権																			
過年度	件数	0	130	0	0	0	0	0	0	130	0	0	0	0	0	0	0	0	130
	残高	0	1,036	0	0	0	0	0	0	1,036	0	0	0	0	0	0	0	0	1,036
現年度	件数	0	28	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	28
	残高	0	524	0	0	0	0	0	0	524	0	0	0	0	0	0	0	0	524

未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。) 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。 未収債権の進捗状況 ... 回収債権：( )又は又は又は又は / 整理債権：{( )又は又は( )} }又は	30年度末時点の債務者数	109	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	158
			過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	1,560

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	滞納者全体について督促状の発送及び随時の電話督促を実施。 特に占用料が高額となるものについては、集中的に電話督促や訪問徴収を実施し、徴収強化に努める。	滞納者全体について督促状の発送及び随時の電話督促を実施する。また、債権については、高架下など高額なものと突出看板など小額なものに分類し、については滞納処分を視野に入れ、特に重点的に取り組み、については、定期的に催告を行っていく。 特に占用料が高額となるものについては、集中的に電話督促や訪問徴収を実施し、支払いに応じない滞納者には財産調査を行い、未払いを督促し最終的には滞納処分を視野に入れ強化を図る。
取組実績	9月21日付けで未収債権物件(過年度)未納者に対し納入通知書再発行。10月11日の期日までに納入が確認できなかった許可物件については、順次架電により督促を実施。 それでも納付が確認できない未収債権については、10月中旬、11月中旬、1月中旬に電話による催告。 また、未収債権のある占用物件について更新や変更の申請手続きがあった場合は、未収債権を完納しなければ更新または変更許可を行わず、支払いを行ってから更新手続きを行う旨、説明。	9月に督促状を発送を行った。占用料が高額になるものを中心に、10月以降電話督促、及び訪問督促を実施した。
課題	の突出看板や日除けなどの少額物件の未納が大半であり、会社の移転や倒産などで見届けのまま撤去や所有者の変更が行われ、占有者の行き先等追跡調査を行うのが困難。	突出し看板や日除けなどの少額物件の未納が大半を占め、会社の移転や倒産などで未届けのまま撤去や所有者の変更が行われ、占有者の行き先等追跡調査を行うのが困難。
改善策	撤去や承継手続きなどの申請漏れが起きないように申請時や更新時に手続き方法を周知徹底する。 現地調査を行い撤去済みの看板などの調査を行い、追跡調査のうえ、滞納処分の停止手続き処理を行う。	撤去や承継手続きなどの申請漏れが起きないように申請時や更新時に手続き方法を周知徹底する。 撤去済みの看板などの現地調査を行い、追跡調査のうえ、滞納処分の停止手続き処理を行う。

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	滞納者全体について8月頃に催告書の発行及び随時の電話督促を実施する。未納期間が長期化しないよう滞納初期の段階で、集中的に電話催告や訪問徴収を実施し、強化を図る。 催告書が到達したのに対しては、納入期限後に納入が確認できなかった場合には架電による督促を実施。 催告書が所在不明で返戻となったものに対しては、インターネットを利用して営業状況や移転先等について調査をし、 - (1)所在が判明したのに対して架電及び催告書の再送付。 - (2)インターネット検索で移転先の判明しなかったものに対しては、現地調査を実施のうえ、当該物件の有無について確認し、移転先及び連絡先の把握に努め、連絡先が判明したところに随時連絡。 高額なもの、については滞納処分を視野に入れ、特に重点的に取り組む。	8月頃に督促状を送付。 督促状が到達したのに対しては、納入期限後に納入が確認できなかった場合には架電による督促を実施。 督促状が所在不明で返戻となったものに対しては、インターネットを利用して営業状況や移転先等について調査をし、 - (1)所在が判明したのに対して架電及び催告書の再送付。 - (2)インターネット検索で移転先の判明しなかったものに対しては、現地調査を実施のうえ、当該物件の有無について確認し、移転先及び連絡先の把握に努め、連絡先が判明したところに随時連絡。 高額なもの、については滞納処分を視野に入れ、特に重点的に取り組む。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	建設局	課・担当	管財課	債権整理番号(3ケタ)	010	債権名	土地明渡訴訟に伴う資料相当損害金(天王寺区堂ヶ芝)	債権区分	私債権
----	-----	------	-----	-------------	-----	-----	---------------------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」... 目標を達成、「B1」... 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」... 取組を予定通り実施できず、目標も未達  
「-」... 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	8,333	0	8,333	0	0	0	8,333	0%	0%	0	0	0	0	0	-	-	0%	0%	8,333
平29実績	8,333	0	8,333	0	0	0	8,333	0%	0%	0	0	0	0	0	-	-	0%	0%	8,333
平30当初目標	8,333	0	8,333	8,333	0	8,333	0	100%	100%	0	0	0	0	0	-	-	100%	100%	0
平30実績	8,333	0	8,333	0	0	0	8,333	0%	0%	0	0	0	0	0	-	-	0%	0%	8,333
令和当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
令和努力目標	8,333	0	8,333	8,333	0	8,333	0	100%	100%	0	0	0	0	0	-	-	100%	100%	0
令2当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

旧分類	回収債権								整理債権								合計			
	- C	- D	- E, F	- G	- A	- B	- H													
強制公債	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの												
状況	非強公・私債権																			
過年度	件数		1																0	1
	残高		8,333																0	8,333
現年度	件数																		0	0
	残高																		0	0

未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方  
未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)  
1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。  
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
未収債権の進捗状況... 回収債権: ( ) 又は ( ) 又は ( ) 又は ( ) / 整理債権: ( ) 又は ( ) 又は ( ) 又は ( )

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高	8,333

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・今後の債権回収方法について検討を進め、家計収支表の回収など滞納処理を進めて行く。	-
取組実績	・今後の債権回収方法について検討を行うとともに、家計収支表の回収を行った。 回収をした家計収支表をもとに市債権アドバイザーに相談を行い、相談内容をもとに通帳の写しの提出を求めるなどの滞納処理を進めた	-
課題	・債務者は以前滞納していた国税を資産整理を行い支払ったが、全額支払いができず、残りの債権は徴収停止を経て債権が消滅している中で、任意交渉のみでの市債権の徴収は難しい。	-
改善策	・市債権アドバイザーに相談をした内容をもとに、弁護士委任の活用等について検討を行う。	-

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・市債権アドバイザーに相談をした内容をもとに、弁護士委任の活用等について検討を行い、滞納処理を進めていく。	-

未収債権の目標及び具体処理策

所属	建設	課・担当	公園緑化部調整課(企画運営)	債権整理番号(3ケタ)	011	債権名	公園使用料	債権区分	非強制徴収公債権(非強公)
----	----	------	----------------	-------------	-----	-----	-------	------	---------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1	「A」... 目標を達成、「B1」... 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」... 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」... 30年度途中で債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	----	-------------	----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

	過年度分																現年度分				合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高				
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア+イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア+カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ+ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ				
平28実績	709		709	60	218	278	431	8.5%	39.2%	717,111	717,089	0	717,089	22	100.0%	100.0%	99.9%	99.9%	453				
平29実績	453		453	24	135	159	294	5.3%	35.1%	131,288	131,215	0	131,215	73	99.9%	99.9%	99.6%	99.7%	367				
平30当初目標	94		94	34	40	74	20	36.2%	78.7%	141,033	141,033	0	141,033	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	20				
平30実績	367		367	48	55	103	264	13.1%	28.1%	133,954	133,866	0	133,866	88	99.9%	99.9%	99.7%	99.7%	352				
令元当初目標	20		20	7	8	15	5	35.0%	75.0%	141,033	141,033	0	141,033	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	5				
令元努力目標	352		352	147	74	221	131	41.8%	62.8%	141,060	140,919	0	140,919	141	99.9%	99.9%	99.8%	99.8%	272				
令2当初目標	272		272	141	0	141	131	51.8%	51.8%	141,060	140,919		140,919	141	99.9%	99.9%	99.8%	99.8%	272				

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

旧分類	回収債権								整理債権								合計			
	-C	-D	-E, F	-G	-A	-B	-H	回収債権 ~ 計	差押えを行 ったが、換 価見込の ないもの 又は換価 済だが、 未収金 が残り、 回収見 込みの ないもの	所在など 調査後、 なお、 行方不 明等 又は 相続人 調査 後、 なお、 相続人 が未 確定 である が、 停止の 判断に 至って いない もの	債務者の 代理人 から 債務 整理の 受任通 知が 届いた もの 又は 債務 者が 破産 手続 中の もの	債務者が 破産免 責 決定を 受けた もの	法に基づく 滞納処 分の 停止の 決議を 行って いる もの	債務者が 生活困 窮中 だが、 債権 の 特性 上、 停止 の 決議 を行 えない もの	消滅時 効 期間 が 経過 して いる もの	整理債 権 ~ 計		合計		
強制公債	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種催告に向けて、財産調査中又は行方不明で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	23											
非強公・私債権																				
過年度	件数		16	6					23									3	3	26
残高			218	14					255									9	9	264
現年度	件数								15										0	15
残高									88										0	88

未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方  
未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)  
1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が分割して相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。  
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
未収債権の進捗状況... 回収債権：( )又は 又は 又は 又は / 整理債権：{ }又は { }又は { }

30年度末時点の債務者数	31	人
過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	41	
過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	352	

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	連絡がつかない状態にある債務者について、住民票の写しの公用請求も含めた所在調査を定期的に行う。 また、滞納金額10万円超の高額債務者(1名)に対しては、徴収にむけて、居宅訪問等の取組みを行う。	督促状の送付前に、各滞納者に督促状の送付について電話で連絡して納付を促すとともに、併せて住所変更等の状況確認も実施する。送付後においても電話連絡に努め、継続的かつ定期的に納付を促す。 また、各公園事務所と情報を共有し、滞納者による利用申込みを受理しないよう連絡を徹底する。
取組実績	所在確認のできた債務者に対しては、速やかに催告書を送付した。 また、高額債務者の居宅訪問を実施し、現住を確認するとともに、法的手続への移行にも触れながら早期納付を求めた。	督促状の送付前に各滞納者に電話連絡を行うことで、滞納者の納付意識を高め、高い収納率を確保できている。 また、電話連絡がつかない滞納者も把握でき、滞納状況が続けば、早い段階で住民票の写しの公用請求を行い、転居等の事実の早期把握も可能となっている。 なお、電話連絡がつかない場合、eメールのアドレスあて電子メールの発信などにも取り組んでいる。
課題	依然として高額債務者の滞納状況の解消に進展が見られない。	ほぼ1万円未満の少額債権であるため、費用対効果の点から、督促の手段が電話督促や郵便に限られる。
改善策	高額債務者に対しては、費用対効果を見きわめつつ、法的手続(支払督促)に向けた手続に早期に着手していくことで、債権回収をめざす。	引き続きeメールも活用するなどして各滞納者との間でコミュニケーションの成立を図る。 また、滞納が続く場合は、住民票の写しの公用請求を行うなど早期の対策を図る。

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	引き続き、連絡がつかない状態にある債務者について、住民票の写しの公用請求も含めた所在調査を定期的に行い、催告書を送付する。 また、高額債務者(1名)に対しては、債権回収の相談制度等利用しつつ、法的手続(支払督促)への移行を前提とした取組みを進めていく。	100%に近い収納率を確保しており、引き続き電話及びeメールによる督促を継続的・定期的に行う。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	建設局	課・担当	公園緑化部 緑化課	債権整理番号(3ケタ)	012	債権名	受託事業収入	債権区分	私債権
----	-----	------	-----------	-------------	-----	-----	--------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」... 目標を達成、「B1」... 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」... 取組を予定通り実施できず、目標も未達  
「-」... 30年度途中で債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	309		309		182	182	127	0.0%	58.9%	126,521	126,404		126,404	117	99.9%	99.9%	99.7%	99.8%	244
平29実績	244		244	222		222	22	91.0%	91.0%	127,714	127,714		127,714	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	22
平30当初目標			0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
平30実績	22		22			0	22	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	22
令元当初目標			0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
令元努力目標	22		22		22	22	0	0.0%	100.0%				0	0	-	-	0.0%	100.0%	0
令2当初目標			0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

旧分類	回収債権								整理債権								整理債権 ~ 計	合計 ~
	-C	-D	-E、F	-G	-A	-B	-H											
強制公債	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの回収見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
非強制公債・私債権				債務名義の取得のための法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの				債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの					法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数								0					1		1		
残高									0					22		22		
現年度	件数								0					0		0		
残高									0					0		0		

未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方  
未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月/の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)  
1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。  
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
未収債権の進捗状況 ... 回収債権：( )又は又は又は又は / 整理債権：{ { }又は又は( ) }又は

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度未収金件数	1
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度未収金残高(上記2の表のテ)	22

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	26年度分の未収金(22千円)については、事務処理をへて債権放棄を行う。	徴収率100%を目標とし取り組んでいく。新たな未納が発生しないよう引き続き適正な事務処理手続きを行う。また未納のものに対しては、電話等による納入の督促を行う。
取組実績	26年度分の未収金(22千円)については、事務処理をへて債権放棄を行った。	目標率を100%とし取り組み、達成することができた。
課題	-	平成30年度は徴収率100%であったが、令和元年度も引き続き適正な事務処理手続きを行う。
改善策	-	徴収率100%を目標とし取り組んでいく。新たな未納が発生しないよう引き続き適正な事務処理手続きを行う。また未納のものに対しては、電話等による納入の督促を行う。 また、早期督促を強化し継続的な対応で未収金の解消を行う。

5. 令和元年度の取組内容 (1. 「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4. 「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	26年度分の未収金(22千円)については、不納欠損処理手続きを行う。	早期の督促・継続的な督促を行い未収金の解消を行う。 引き続き現年度については目標率を100%として取り組んでいく。



4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	これまでの取組みにより債務者が分納に応じているが、引き続き関係局と連携し、債務者との交渉により前年度に1回当たり分納額の引き上げを実現しており、引き上げたとおりの額の納入を毎月確認。	
取組実績	前年度に引き上げたとおりの納入が月ごとにあり、予定どおり324千円の収納を得た。	
課題	1回当たり分納額を引き上げたとはいえ、現状の金額では、完納まで長期間を要する。	
改善策	引き続き関係局と連携し、債務者の分納状況を見きわめながら、1回当たり納付額の増額の交渉にむけて検討していく。	

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	債務者の分納状況を見きわめながら、関係局と連携し、毎月の納付額の増額について要請していくとともに、引き続き分納誓約書を徴取し、確実な債権回収に努めていく。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	建設局企画部	課・担当	河川課	債権整理番号(3ケタ)	014	債権名	建物収去土地明渡請求訴訟にかかる賃料相当損害金等(城東区今福東)	債権区分	私債権
----	--------	------	-----	-------------	-----	-----	----------------------------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	-	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」... 目標を達成、「B1」... 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」... 取組を予定通り実施できず、目標も未達  
「-」... 30年度途中で債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分										現年度分						合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	632	0	632	0	0	0	632	0	0	1,972	0	0	0	1,972	0	0	0	0	2,604
平29実績	2,604	0	2,604	0	0	0	2,604	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	2,604
平30当初目標	2,604	0	2,604	0	0	0	2,604	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	2,604
平30実績	2,604	0	2,604	0	0	0	2,604	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	2,604
令元当初目標	2,604	0	2,604	0	0	0	2,604	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	2,604
令元努力目標	2,604	0	2,604	0	0	0	2,604	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	2,604
令2当初目標	2,604	0	2,604	0	0	0	2,604	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	2,604

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権								整理債権								合計		
	- C	- D	- E, F	- G	- A	- B	- H												
状況	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権 - 計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りのないもの	所在など調査後、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に当たっていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 - 計	合計
過年度	件数								0						1			1	1
過年度	残高								0						2,604			2,604	2,604
現年度	件数								0									0	0
現年度	残高								0									0	0

未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方  
未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)  
1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。  
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
未収債権の進捗状況... 回収債権: ( ) 又は ( ) 又は ( ) / 整理債権: { } 又は { } 又は { }

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	2,604

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	26年度発生 of 債権であるが、債務者が無資力のために履行延期の特約に基づき分割請求を行ってきた。28年度途中より生活保護を受給していることから、現年度分の建物撤去費用等とともに履行延期の特約を行った。面談等を行い、支払能力が回復すれば請求を再開する。なお、当初の履行延期の特約日から10年経過した後において、なお債務者が無資力で弁済する見込みがないと認められる場合、債務者からの申請に基づいて債務を免除する。	
取組実績	債務者が28年度途中より生活保護を受給しており、28年11月に全ての債権において履行期限の特約を行った。特約の期限前に履行延期申請書の提出があり、現状においても生活保護を受給していることから29年11月、30年11月に再度履行延期の特約を行った。	
課題	高齢で体調もすぐれず、生活保護を受給しており支払いを履行できる状況ではない。	
改善策	面談等で状況を確認し、支払能力が回復した場合は、再度請求を行う。	

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	26年度発生 of 債権であるが、債務者が無資力のために履行延期の特約に基づき分割請求を行ってきた。28年度途中より生活保護を受給していることから、現年度分の建物撤去費用等とともに履行延期の特約を行った。今後は面談等を行い、支払能力が回復すれば請求を再開する。しかし、当初の履行延期の特約日から10年経過した後においても、なお債務者が無資力で弁済する見込みがないと認められる場合、債務者からの申請に基づいて債務を免除する。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	建設局総務部	課・担当	管理課適正化担当	債権整理番号(3ケタ)	015	債権名	行政代執行に基づく費用(道路)	債権区分	強制徴収公債権(強制公)
----	--------	------	----------	-------------	-----	-----	-----------------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	-	現年度	-	合計(過年度+現年度)	-
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」... 目標を達成、「B1」... 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」... 取組を予定通り実施できず、目標も未達  
「-」... 30年度途中で債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	96		96			0	96	0%	0%				0	0	-	-	0%	0%	96
平29実績	96		96			0	96	0%	0%				0	0	-	-	0%	0%	96
平30当初目標	96		96	0		0	96	0%	0%				0	0	-	-	0%	0%	96
平30実績	96		96	0		0	96	0%	0%				0	0	-	-	0%	0%	96
令元当初目標	96		96	0	96	96	0	0%	100%				0	0	-	-	0%	100%	0
令元努力目標	96		96	0	96	96	0	0%	100%				0	0	-	-	0%	100%	0
令2当初目標	0		0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権								整理債権								合計		
	-C	-D	-E、F	-G	-A	-B	-H												
強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納蓄約により、分割納付中	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納蓄約により、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納蓄約により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納蓄約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納蓄約を行ったが、換価見込のないもの	債権名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ~ 計	合計 ~
非強制公・私債権				債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの									法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの		整理債権 ~ 計	合計 ~	
過年度	件数								0						1		1	1	
残高									0					96		96	96	96	
現年度	件数								0								0	0	
残高									0								0	0	

〔未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方〕  
未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)  
1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。  
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
未収債権の進捗状況... 回収債権：( )又は 又は 又は 又は / 整理債権：{( )又は 又は ( )} }又は

30年度末 時点の 債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高 (上記2の表のテ)	96

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	定期的に財産調査を実施し、滞納処分の執行停止の適否を確認する。財産が判明した場合は滞納処分の執行停止を取消し、処分を行う。	
取組実績	財産調査を実施したが、財産は判明せず。	
課題		
改善策		

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	財産調査を実施し、滞納処分の執行停止の適否を確認する。 財産が判明した場合は滞納処分の執行停止を取消し、処分を行う。 財産が判明せず、滞納処分の執行停止から3年が経過した場合には、不納欠損処理を行う。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	建設局総務部	課・担当	管理課適正化担当	債権整理番号(3ケタ)	016	債権名	行政代執行に基づく費用(公園)	債権区分	強制徴収公債権(強制公)
----	--------	------	----------	-------------	-----	-----	-----------------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」... 目標を達成、「B1」... 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」... 取組を予定通り実施できず、目標も未達「-」... 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分								現年度分								合計		
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	96		96			0	96	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	96
平29実績	96		96			0	96	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	96
平30当初目標	96		96	96		96	0	100.0%	100.0%				0	0	-	-	100.0%	100.0%	0
平30実績	96		96	0		0	96	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	96
令元当初目標	0		0	0		0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
令元努力目標	96		96	0		0	96	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	96
令2当初目標	96		96	0		0	96	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	96

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権								整理債権								整理債権 - 計	合計	
	- C	- D	- E, F	- G	- A	- B	- H												
状況	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後各種催告中又は納付交渉中	督促状送付後各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中	回収債権 - 計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が入り、回収見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 - 計	合計
過年度	件数			1					1									0	1
	残高			96					96									0	96
現年度	件数								0									0	0
	残高								0									0	0

未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方  
 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月/の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)  
 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。  
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
 未収債権の進捗状況... 回収債権: ( )又は ( )又は ( )又は ( ) / 整理債権: { { }又は { } }

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	96

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	差し押さえ対象となる資産の有無について更に調査を行い、資産が存在した場合は差し押さえを行い、無い場合は滞納処分の執行を停止する。	
取組実績	財産調査の結果、滞納処分可能な財産が無いことが判明したため、滞納処分の執行を停止した。	
課題		
改善策		

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	定期的に財産調査を実施し、滞納処分の執行停止の適否を確認する。財産が判明した場合は滞納処分の執行停止を取消し、処分を行う。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	建設局	課・担当	平野工営所	債権整理番号(3ケタ)	017	債権名	治療費立替金にかかる支払い請求	債権区分	私債権
----	-----	------	-------	-------------	-----	-----	-----------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」... 目標を達成、「B1」... 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」... 取組を予定通り実施できず、目標も未達「-」... 30年度途中で債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分										現年度分						合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	17		17	0	0	0	17	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	17
平29実績	17		17	0	0	0	17	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	17
平30当初目標	17		17	0	0	0	17	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	17
平30実績	17		17	0	0	0	17	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	17
令元当初目標	17		17	0	0	0	17	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	17
令元努力目標	17		17	0	0	0	17	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	17
令2当初目標	17		17	0	0	0	17	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	17

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権								整理債権								整理債権 ~ 計	合計 ~	
	- C	- D	- E, F	- G	- A	- B	- H												
状況	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中	督促状送付後、各種催告に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は、交付要求中	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中	回収債権 ~ 計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に到っていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分、停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
過年度	件数								0									1	1
	残高								0									17	17
現年度	件数								0									0	0
	残高								0									0	0

未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方  
 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月/の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)  
 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1人と考える。  
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。  
 未収債権の進捗状況... 回収債権: ( ) 又は 又は 又は 又は / 整理債権: { } 又は 又は ( ) } 又は

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度未収金件数	1
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度未収金残高(上記2の表のテ)	17

4. 30年度の取組内容の検証など

		過年度	現年度
取組内容		債務者に対する治療費立替金にかかる支払請求債権に関して、債務者は当初より一貫して本件治療費を支払う意思がないと主張しており、履行期限後1年以上経過しているが、支払われておらず、今後も支払いが望める状況ではなく、債務者に対して治療費を支払わせることは著しく困難である。また、債権額が取立てに要する費用に満たない少額であることから、自治例第171条の5第3号の要件を満たすとしたリーガルチェックの意見をもとに、徴収停止の手続きを行った。	
取組実績		徴収停止後においても債務者の状況調査を行い、債権管理を行っている。	
課題		今後の取り扱い(債権放棄)について	
改善策		特になし	

5. 令和元年度の取組内容 (1. 「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4. 「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

		過年度	現年度
取組内容		債務者の状況調査	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	建設局総務部	課・担当	管理課	債権整理番号(3ケタ)	019	債権名	道路占用料相当額	債権区分	私債権
----	--------	------	-----	-------------	-----	-----	----------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	B1	「A」... 目標を達成、「B1」... 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」... 取組を予定通り実施できず、目標も未達「-」... 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分									現年度分							合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	/	/	0	/	/	0	0	-	-	/	/	/	0	0	-	-	-	-	0
平29実績	0	0	0	0	0	0	0	-	-	2,147	1,595		1,595	552	74.3%	74.3%	74.3%	74.3%	552
平30当初目標	552	0	552	552	0	552	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	100.0%	100.0%	0
平30実績	552	0	552	0	0	0	552	0.0%	0.0%	9,651	9,651	0	9,651	0	100.0%	100.0%	94.6%	94.6%	552
令元当初目標	/	/	0	/	/	0	0	-	-	/	/	/	0	0	-	-	-	-	0
令元努力目標	552	0	552	552	0	552	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	100.0%	100.0%	0
令2当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権								整理債権								合計			
	-C	-D	-E、F	-G	-A	-B	-H	回収債権 ~ 計										整理債権 ~ 計	合計	
状況	強制公債	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中													
	非強制公債・私債権			債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	現在の分割納付額で、完納まで10年以上要するもの													
過年度	件数	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	残高	0	552	0	0	0	0	0	0	552	0	0	0	0	0	0	0	0	0	552
現年度	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】  
未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月/の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。) 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。未収債権の進捗状況... 回収債権：( )又は又は又は又は / 整理債権：{ { }又は又は( ) } }又は

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	1
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	552

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	電話督促や訪問督促を実施。	
取組実績	架電・訪問による納付交渉を行い、納付計画等について確認した。	
課題	生活が困窮しており、支払が困難であるため、分割納付も考慮にいれて、督促を継続する必要がある。	
改善策	架電・訪問による納付交渉を引き続き行っていくとともに、占有者の財産調査を同時に行っていく。	

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	分割納付も含めて交渉を続ける。それでも、支払いに応じない場合には財産調査を行い、未払いを督促し最終的には滞納処分を視野に入れ督促の強化を図る。	新規の未収債権が発生しないよう、早期に電話督促や訪問督促を実施する。